

# 「消費税の軽減税率制度説明会」

を川越税務署 4 階会議室で開催します

～事前の予約は不要です。お気軽に参加してください～※

開催日	時間
5月29日(水)	14:00～15:30
5月30日(木)	10:00～11:30 14:00～15:30
6月17日(月) ①新設法人説明会 ②軽減税率説明会	① 13:30～15:30 ② 15:45～16:30
6月27日(木)	14:00～15:30
6月28日(金)	10:00～11:30 14:00～15:30
8月27日(火)	13:00～14:30
8月28日(水)	15:00～16:30
8月29日(木)	

2019年10月1日から、「酒類・外食を除く飲食品」及び「週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)」を対象に消費税の「軽減税率制度」が実施されます。

軽減税率制度は、飲食料品等の軽減税率対象品目を取り扱う事業者の方だけではなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や、消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

※ 定員は 60 名です。会場の混雑等の状況により受講できない場合がありますので、予めご了承ください。



川越市大字並木 452-2 川越税務署  
法人課税第一部門 049(235)9447 (ダイヤル)